

平成 25 年 3 月 25 日

各 位

更生会社 水谷建設株式会社

管財人 弁護士 天 野 勝 介

## 更生計画案の可決に関するお知らせ

過日お知らせいたしましたとおり、弊社は、大阪地方裁判所より、更生計画案を決議に付する旨の決定（付議決定）を受けておりましたところ、平成 25 年 3 月 25 日に開催された関係人集会において、多数の債権者の皆様のご賛同を頂き、会社更生法所定の決議の可決要件を充足する同意が得られた結果、更生計画案が可決されましたので、お知らせいたします。

これもひとえに関係各位のご理解とご協力の賜と心より感謝申し上げます。

今後は、上記更生計画案の可決を受け、裁判所がさらに会社更生法所定の認可要件の有無を審査された上で、更生計画の認可に関する決定を出される見込みです。裁判所の決定が出されましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上